

○経済産業省令第三十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十四条の二 輸出令別表第一の一六の項（一）	（新設）

の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第八四・五六項、第八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項又は第八四・六一項に該当するもの
- 二 関税率表第八五・二六項に該当するもの
- 三 関税率表第八五・四二項（第八五四二・九〇号を除く。）に該当するもの
- 四 関税率表第八八〇二・六〇号、第八八・〇六項又は第八八・〇七項（第八八〇二・六〇号又は第八八・〇六項の物品の部分品に係る

ものに限る。)に該当するもの

五 関税率表第九〇一四・二〇号又は第九〇一

四・八〇号に該当するもの

六 関税率表第九〇二七・五〇号、第九〇三〇

・二〇号、第九〇三〇・三二号又は第九〇三

〇・三九号に該当するもの

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省

令で定める技術は、専ら関税率表第二五類から

第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第

六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五

類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る

技術とする。

第二十八条 外為令別表の一六の項の経済産業省

令で定める技術は、専ら関税定率法（明治四十

三年法律第五十四号）別表第二五類から第四〇

類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類

、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該

当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術と

する。

附 則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第四十号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）

の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号

）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十
八号。以下「輸出令」という。）第四条第一項第
三号ハ及び第四号ハに規定する輸出貨物が輸出令
別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（輸出令第
四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該
当するものを除く。以下同じ。）の開発、製造又
は使用（以下単に「開発等」という。）のために
用いられるおそれがある場合は、第一号から第三
号までに掲げるときとする。ただし、別表に掲げ
る場合を除く。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十
八号）第四条第一項第三号ハに規定する輸出貨物
が同令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同
令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等
に該当するものを除く。以下同じ。）の開発、製
造又は使用（以下単に「開発等」という。）のた
めに用いられるおそれがある場合は、当該貨物の
輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文
書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気
的方式その他の人の知覚によつては認識すること
ができない方式で作られた記録をいう。以下これ
らを総称して単に「文書等」という。）において

、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたときとする。ただし、次のいずれかに掲げる場合はこの限りでない。

（新設）

一 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下これらを総称して

単に「文書等」という。）において、当該輸出貨物が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれらの代理人（以下「輸入者等」という。）から連絡を受けたとき。

二 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる

（新設）

貨物の開発等を行う旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行う旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなきを除く。）

三 その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等のうち経済産業大臣が告示で定めるものにおいて、当該貨物の需要者が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発等を行った旨記載され、若しくは記録されているとき、又は輸出者が、当該貨

（新設）

物の需要者が同欄に掲げる貨物の開発等を行った旨輸入者等から連絡を受けたとき（当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が同欄に掲げる貨物の開発等以外のために用いられることが明らかなときを除く。）

（削る）

（削る）

一 当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出貨者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号

(削る)

(削る)

〔第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合〕

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む）

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
む。 の用に供するために貨物の輸出を行う場合	五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合	八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合 九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカ

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基

(削る)

(削る)

づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四

(削る)

(削る)

十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動
関連措置として貨物の輸出を行う場合

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う場合

(削る)

(削る)

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第

(削る)

別表

- 一 当該輸出貨物を用いて開発等される次に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又

一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するため、に貨物の輸出を行う場合

別表

(新設)

は記録されている場合であり、かつ、輸出者が次に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている場合

イ (略)

(1) ・ (2) (略)

ロ・ハ (略)

二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号

）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護

措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和

二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第

九号に基づき実施される事前の訓練を含む。

）の用に供するために貨物の輸出を行う場合

三 自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人

一 (略)

1・2 (略)

二・三 (略)

(新設)

(新設)

等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第
四条第一項第九号に基づき実施される事前の
訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸
出を行う場合

四 自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送
（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一
項第九号に基づき実施される事前の訓練を含
む。）の用に供するために貨物の輸出を行う
場合

五 自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメ
リカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う場
合

六 自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオー

（新設）

（新設）

（新設）

ストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

七 自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

八 自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

九 自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十 自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十一 自衛隊法第百条の十八に基づく自衛隊がドイツ軍隊に対して貨物の輸出を行う場合

十二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十三 国際連合平和維持活動等に対する協力に

関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するため

十四 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平

(新設)

(新設)

成十一年法律第六十号)に基づく後方支援活動及び搜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するため
に貨物の輸出を行う場合

十五 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百

十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う場合

十六 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年

(新設)

(新設)

法律第百十三号)に基づく自衛隊による行動
関連措置として貨物の輸出を行う場合

十七 武力攻撃事態及び存立危機事態における
外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
(平成十六年法律第百十六号)に基づく停船
検査又は回航措置の用に供するために貨物の
輸出を行う場合

十八 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に
関する法律(平成二十一年法律第五十五号)
に基づく海上保安庁による海賊行為への対処
及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該
海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条
第一項第九号に基づき実施される事前の訓練

(新設)

(新設)

を含む。）の用に供するために貨物の輸出を
行う場合

十九 国際平和共同対処事態に際して我が国が

実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活
動等に関する法律（平成二十七年法律第七十
七号）に基づく協力支援活動及び搜索救助活
動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第
一項第九号に基づき実施される事前の訓練を
含む。）の用に供するために貨物の輸出を行
う場合

二十 令和元年十二月二十七日の閣議決定「中
東地域における日本関係船舶の安全確保に関
する政府の取組について」に基づき自衛隊に

（新設）

（新設）

よる情報収集活動及び不測の事態の発生など
状況が変化する場合への対応の用に供するた
めに貨物の輸出を行う場合

附 則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十八号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十	輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十

八号) 第四条第一項第三号イ及び第四号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

八号) 第四条第一項第三号イの規定に基づき、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、次に掲げるときとする。

附 則

(施行期日)

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	（許可の手続等） 第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければなら
改正前	（許可の手続等） 第一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければなら

ない。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通

二 令第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二

ない。

一 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者 別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通

二 輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者 別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該

の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）

三 法第四十八条第一項又は令第一条第三項の

規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつ

当する場合にあつては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあつては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあつては、二通）

三 法第四十八条第一項の規定による輸出の許

可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者 別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあつては、別表第一の三

ては、別表第一の三の二で定める様式による
輸出許可・承認申請書）二通

2ゝ4（略）

（特別の許可及び承認の申請手続等）

第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一 法第四十八条第一項若しくは令第一条第三項の規定による経済産業大臣の許可又は令第三条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続

二（略）

の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通

2ゝ4（略）

（特別の許可及び承認の申請手続等）

第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一 法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続

二（略）

別表第一を次のとおり改める。

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
(3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
(4) 用紙の大きさは、A列4番とします。

別表第一の三を次のとおり改める。

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第3号
主務官庁	経 済 産 業 省

輸 出 許 可 ・ 承 認 申 請 書

経済産業大臣殿

申 請 者

氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名 _____ 申請年月日 _____

住 所 _____ 電 話 番 号 _____

次の輸出許可・承認を { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
輸出貿易管理令第1条第3項 } 及び輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買 主 名 _____ 住 所 _____

(2) 荷 受 人 _____ 住 所 _____

(3) 需 要 者 (貨物を費消し、又は加工する者) _____ 住 所 _____

(4) 仕 向 地 _____ 経 由 地 _____

(5) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第1 貨物番号	別表第2 貨物番号			単 価	総 額
					計		計

(ただし、数量及び総額が _____ %増加することがある。)

※許可・承認又は不許可・不承認

この輸出許可・承認申請は、 { 外国為替及び外国貿易法第48条第1項
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
輸出貿易管理令第1条第3項
輸出貿易管理令第2条第1項第1号
輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

許可・承認	する。
許可・承認	しない。
次の条件を付して	許可・承認 する。

条件

経済産業大臣の記名押印

日 付 _____

資 格 _____

記名押印 _____

(裏 面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。
- (2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。
- (3) 需要者の欄は、需要者が申請時に確定していない場合には、「未定」と記入して下さい。
- (4) 用紙の大きさは、A列4番とします。
- (5) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書については、当分の間、この省令による改正前の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定に基づき、並びに同令の規定を実施するため、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の手續等） 第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次	（許可の手續等） 第一条 経済産業大臣の許可を受けようとする次

の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書

イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は

令第十七条第二項若しくは第十八条第四項

(役務取引に係るものに限る。)の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者

ロ (略)

の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者 別紙様式第三による役務取引許可申請書

イ 法第二十五条第一項若しくは第五項又は

令第十八条第四項(役務取引に係るもの

に限る。)の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者

ロ (略)

三の二 令第十七条第三項又は第四項の規定により法第二十五条第三項第一号又は第二号に定める行為をすることについて許可の申請をする者 別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書

四 (略)

2・3 (略)

(有効期間の延長の手續等)

第二条 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣

三の二 令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者 別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書

四 (略)

2・3 (略)

(有効期間の延長の手續等)

第二条 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可の有効期

の許可の有効期間は、その許可をした日から六月とする。

2ゝ5 (略)

(特別の許可の申請手続等)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項から第四項まで、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産

間は、その許可をした日から六月とする。

2ゝ5 (略)

(特別の許可の申請手続等)

第七条 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。

一 法第二十五条第一項、第四項若しくは第五項又は令第六条第二項、第六条の二第四項、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第四項若しくは第十八条の三第二項の規定による経済産業大臣の許可を

業大臣の許可を受ける手続

二・三 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第三項及び第四項に規定する
経済産業大臣が指定する行為は、次の各号のい
ずれかに該当する行為とする。

一 (略)

二 法第二十五条第一項又は令第十七条第二項
の許可を受けた居住者からその許可された取
引により技術の提供を受けた者が行う当該許
可に係る取引に関する行為

2 令第十七条第八項に規定する経済産業大臣が
指定する取引は、次の各号のいずれかに該当す

受ける手続

二・三 (略)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第二項に規定する経済産業大
臣が指定する行為は、次の各号のいずれかに該
当する行為とする。

一 (略)

二 法第二十五条第一項の許可を受けた居住者
からその許可された取引により技術の提供を
受けた者が行う当該許可に係る取引に関する
行為

2 令第十七条第五項に規定する経済産業大臣が
指定する取引は、次の各号のいずれかに該当す

る取引とする。

一〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術であつて、輸出令別表第一の一六の項(一)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供することを目的とする取引のうち、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者又は輸出令別表第三に掲げる地

る取引とする。

一〇六 (略)

七 前号に掲げるもののほか、令別表の一六の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも(本邦又は外国(輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。))において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、

域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ・ロ（略）

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニ並びに次号ハ及びニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ（略）

八 第六号に掲げるもののほか、令別表の一六

の項に掲げる技術であつて、輸出令別表第一

イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ・ロ（略）

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ（略）

八 削除

の一六の項（二）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを提供することを目的とする取引のうち、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、ロ及び二のいずれの場合にも、又は輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第

三に掲げる地域を除く。）に該当する外国において居住者若しくは輸出令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に該当する外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後）にその技術の提供を受けた者がその技術を内

容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

ハ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。

ニ その技術が輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後、その技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場

合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引のうち、第七号イからニまでのいずれにも（輸出令別表第三に掲げる地域に該当する外国において提供する取引（販売されるものに限る。）若しくは輸

九十三 (略)

十四 プログラムを提供する取引であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 令別表中欄に掲げるプログラム（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であつて、次の（一）及び（二）に該当するものを提供する取引。ただし、外国（輸出令別表第三に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において提供する取引（販売されるものに限る。）又は

出令別表第三に掲げる地域に該当する外国
の非居住者に提供する取引にあつては、第
七号ロ若しくは二のいずれにも、又は輸出
令別表第三の二に掲げる地域以外の地域（
輸出令別表第三に掲げる地域を除く。）に
該当する外国において提供する取引（販売
されるものに限る。）若しくは輸出令別表
第三の二に掲げる地域以外の地域（輸出令
別表第三に掲げる地域を除く。）に該当す
る外国の非居住者に提供する取引にあつて
は、第七号イ、ロ若しくは二のいずれにも
該当しないもの

(一)・(二) (略)

外国の非居住者に提供する取引にあつては
、第七号イ、ロ及び二のいずれかに（輸出
令別表第三の二に掲げる地域に該当する外
国において提供する取引（販売されるもの
に限る。）又は当該地域に該当する外国の
非居住者に提供する取引にあつては、第七
号イからニまでのいずれかに）該当するも
のを除く。

(一)・(二) (略)

ロ／＼（略）

十五・十六（略）

3（略）

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条 税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第三項又は第四項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一／三（略）

ロ／＼（略）

十五・十六（略）

3（略）

（経済産業大臣に対する税関長の通知）

第十二条 税関長は、令第十八条の二第二項の規定により、速やかに、令第十七条第二項の規定により経済産業大臣の許可を要する貨物について次の各号に掲げる事項を経済産業大臣に通知するものとする。ただし、経済産業大臣が当該各号に掲げる事項の通知の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の通知を省略させることができる。

一／三（略）

四 前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号
、令第十七条第三項又は第四項の規定による
許可に係る許可番号その他税関長への輸出の
申告に係る事項

四 前各号に掲げる事項のほか、税関申告番号
、令第十七条第二項の規定による許可に係る
許可番号その他税関長への輸出の申告に係る
事項

別紙様式第3を次のとおり改める。

根拠法令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経 済 産 業 省

役 務 取 引 許 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

申 請 者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名

住 所 ・ 居 所

又 は 所 在 地

担 当 者

電 話 番 号

申 請 年 月 日

※許可年月日

※許 可 番 号

※有 効 期 限

下記のとおり申請します。

1. 取引の概要

(1)取引の相手方の氏名又は名称

(2)取引の相手方の住所・居所又は所在地

(3)役務取引期間

(4)利用する者の氏名又は名称

(5)利用する者の住所・居所又は所在地

(6)役務の内容

(7)取引の相手方が技術情報を受領する場所

2. 支払等の関係

(1)(△支払、△支払の受領、△支払及び支払の受領)の別

(2)支払等の金額

(3)支払等の時期

(4)支払等の相手方の氏名又は名称

(5)支払等の相手方の住所・居所又は所在地

※上記申請は、

外国為替及び外国貿易法第25条第 項
の規定により
外国為替令第17条第2項の規定により
外国為替令第18条第4項の規定により
外国為替令第18条の3第2項の規定により
外国為替及び外国貿易法第25条第 項
及び第67条第1項の規定により
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
及び外国為替令第17条第2項の規定に
より
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
及び外国為替令第18条第4項の規定に
より
外国為替及び外国貿易法第67条第1項
及び外国為替令第18条の3第2項の規定
により

許可 する。しない。

下記の条件を付して許可する。

条 件

経済産業大臣の記名押印

資 格

記名押印

(裏面)

注意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「利用する者の氏名又は名称」及び「利用する者の住所・居所又は所在地」の欄は利用する者が確定していない場合「未定」と記入すること。
- 3 △印のうち不必要なものは抹消すること。
- 4 外国為替及び外国貿易法第25条第5項の規定による役務取引許可申請については「2. 支払等の関係」欄は記載する必要はない。
- 5 「取引の相手方が技術情報を受領する場所」は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定による許可を受けようとする場合に、取引の相手方が最終的に技術情報を受領する場所(当該取引において特段の定めがなければ、当該相手方の住所、居所又は所在地がある外国の名称その他)を記入すること。
- 6 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
- 7 用紙の大きさはA列4版とすること。
- 8 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とする。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄

外国為替及び外国貿易法第25条第1項、第5項若しくは第6項又は外国為替令第17条第2項の規定により許可を受けた許可証については、記載する必要はない。

送金(又は受領)年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等 確認欄

別紙様式第3の2を次のとおり改める。

根 拠 法 令	貿易関係貿易外取引等に関する 省令
主 務 官 庁	経 済 産 業 省

特 定 記 録 媒 体 等 輸 出 等 許 可 申 請 書

経 済 産 業 大 臣 殿

申 請 者
氏 名 又 は 名 称
及 び 代 表 者 の 氏 名 _____

住 所 ・ 居 所
又 は 所 在 地 _____

担 当 者 _____

電 話 番 号 _____

申 請 年 月 日	
※許可年月日	
※許可番号	
※有効期限	

下記のとおり申請します。

輸出等の概要

- (1)取引の相手方の氏名又は名称 _____

- (2)取引の相手方の住所・居所又は所在地 _____

- (3)特定記録媒体等の仕向地又は技術情報が受信される外国 _____
- (4)技術の内容 _____

- (5)特定記録媒体等の種類又は国外技術送信の手段 _____

※上記申請は、
外国為替令第17条第3項・第4項の規定により } 許 可 する。しない。
外国為替及び外国貿易法第67条第1項及び外国為替
令第17条第3項・第4項の規定により } 下記の条件を付して許可する。

条 件

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____

記名押印 _____

(裏面)

注意

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
 - 2 「取引の相手方」についての欄は、取引の相手方が確定していない場合は予定されている相手方を、具体的に予定されていない場合「未定」と記入すること。
 - 3 記載事項はやむを得ない場合は、外国語で記入しても差し支えない。
 - 4 用紙の大きさはA列4版とすること。
 - 5 「氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、法人の場合には当該法人の代表権を有する者とする
- こと。

税関の記載欄

[

]

税関申告番号	特定記録媒体等の種類	積出港	通関年月日	税関記名押印

別紙様式第6の2を次のとおり改める。

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令
主務官庁	経 済 産 業 省

役 務 取 引 許 可 証

許可番号

有効期限

条 件

経済産業大臣の記名押印

資格

日付

記名押印

1. 申請者

申請年月日

名称

役職

住所

氏名

担当者氏名

部署名

電話番号

2. 取引の概要

契約相手氏名

住所

契約期間

始期

終期

提供時期

利用者氏名

住所

該当項番

外為令※1 別表項番

貨物等省令※2 項番

技術内容

提供方法

提供数量

有償無償の別

(A支払、B支払の受領、C支払及び支払の受領)の別

支払等金額

建値

貨物代金への挿入の有無

支払等時期

支払人等氏名

住所

取引の相手方

が技術情報を

受領する場所

備 考

※1 外国為替令 ※2 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式3及び別紙様式3の2による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式3及び別紙様式3の2による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十九号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を次のように改正する。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令

外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十八年経済産業省令第百一号）の一部を次の表のよう
うに改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

第十七条第五項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくは

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）

第十七条第三項第二号イに規定する外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合は、当該取引に関する契約書若しくは当該取引を行おうとする居住者（以下単に「居住者」という。）が入手した文書（以下単に「居住者」という。）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）において、当該貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくは

はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しく

はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が三百キロメートル以上のもの（以下「核兵器等」という。）の開発、製造、使用若しくは貯蔵（以下「開発等」という。）若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成十三年経済産業省令第二百四十九号）別表（以下「別表」という。）に掲げる行為のために用いられることとなる旨記載され、若しくは記録されているとき、又は居住者が、当該貨物が核兵器等の開発等若しくは別表に掲げる行為のために用いられることとなる旨当該取引の相手方となる非居住者若しくは需要者若しく

はこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

はこれらの代理人から連絡を受けたときとする。

附 則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第四十一号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣 武藤 容治

輸出者等遵守基準を定める省令の一部を改正する省令

輸出者等遵守基準を定める省令（平成二十一年経済産業省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）<u>第十七条第八項</u>の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令	第四条 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）<u>第十七条第五項</u>の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和二十四年政令

第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからりまでの規定は、適用しない。

第三百七十八号）第四条第一項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たっては、第一条第二号イからりまでの規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。